

令和 8 年度 税制改正の概要について

令和 8 年度 税制改正に伴い地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）等の一部が改正される見込みであり、同法公布後、城陽市税条例（昭和 3 9 年城陽市条例第 2 5 号）について、速やかに改正を予定しています。  
この改正案について主なものを報告いたします。

○ 軽自動車税

軽自動車税の環境性能割が廃止されることから、環境性能割に係る条項を削除するとともに、軽自動車税（種別割）の名称を軽自動車税に変更する。

○ 固定資産税・都市計画税

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税・都市計画税の減額措置について、対象建築物等を見直すとともに、適用期限を 3 年延長する。

1. 見直し内容

項目	現行制度	見直し後
対象建築物	特別特定建築物※のうち <u>劇場・音楽堂に限る</u>	特別特定建築物 <u>全般</u> (既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの)
対象基準等	建物 <u>全体</u> を建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修	建物の <u>一部分</u> を建築物移動等円滑化基準に適合させるバリアフリー改修

※特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設

2. 適用期限 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで